特別養護老人ホーム絹の道運営規定

第1章 施設の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規定は、当ホームの指定介護老人福祉施設および指定短期入所生活介護事業の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」および「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、利用者の生活の安定及び生活の充実、ならびに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 当ホームの指定介護老人福祉施設は施設サービス計画及び栄養ケア計画に基づき、可能な限り 居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活 上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ て自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。
 - 2. 当ホームの指定短期入所生活介護事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかるものでなければならない。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員)

第3条 当ホームは八王子市条例に基づく「八王子市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する条例」および「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に示された所定の職員を配置するものとする。

ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

(1) 施設長 常勤換算に準ずる配置とする。 (2) 医師 常勤換算に準ずる配置とする。 (3) 生活相談員 常勤換算に準ずる配置とする。 常勤換算に準ずる配置とする。 (4) 介護職員 (5) 看護職員 常勤換算に準ずる配置とする。 (6) 管理栄養士 常勤換算に準ずる配置とする。 (7) 機能訓練指導員 常勤換算に準ずる配置とする。 常勤換算に準ずる配置とする。 (8) 介護支援専門員

2. 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務)

- 第4条 職員は、当ホームの設置目的を達成するため必要な職務を行う。
 - (1) 施設長は、施設の業務を統括する。
 - 施設長は、事故あるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
 - (2) 医師は、利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
 - (3) 生活相談員は、利用者の健康相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関することに従事する。
 - (4) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
 - (5) 看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保護衛生管理に従事する。
 - (6) 管理栄養士(または栄養士)は、献立作成、栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
 - (7) 機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
 - (8) 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成する。
 - (9) 事務員は庶務及び会計事務に従事する。

第3章 利用定員

(定員)

- 第5条 本ホームの指定介護老人福祉施設の入所定員は80名とする。
 - 2. 本ホームの指定短期入所生活介護事業所の利用定員は空所型5名と併設型6名とする。

第4章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(施設サービス計画・短期入所生活介護計画の作成)

- 第6条 介護支援専門員は、指定介護老人福祉施設の利用者について、サービスの内容等を記載した 施設サービス計画の原案を作成し、それを利用者に対して説明の上同意を得るものとする。
 - 2. 指定短期入所生活介護事業所の利用者については、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される場合に、短期入所生活介護計画の原案を作成し、それを利用者に対して説明の上同意を得るものとする。

(サービスの提供)

- 第7条 職員はサービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行わなければならない。
 - 2. 施設が提供する居室は【重要事項説明書】に記載するとおりとする。その際、選択する階及び居室は、利用者の希望および居室の空室状況等により、施設側が利用者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し合意を得るものとする。

(入浴)

第8条 1週間に2回以上、入浴または清拭を行う。ただし、利用者に疾病があったり、伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴が適当でないと判断する場合にはこれを行わないことができる。

(排泄)

- 第9条 利用者の心身の状況に応じて、また利用者個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、 排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
 - 2. おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適宜取り替えるものとする。

(離床、着替え、整容等)

第10条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

- 第11条 食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。
 - 2. 食事の時間は概ね次のとおりとする。
 - (1) 朝食 午前7時30分
 - (2) 昼食 午後12時00分
 - (3) 夕食 午後6時00分

(栄養管理)

第12条 栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に 応じた栄養管理を行います。

(口腔衛生の管理)

第13条 入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態 に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。

(送迎)

第14条 利用者の入所時および退所時には、利用者の希望・状態により自宅まで送迎を行う。ただし、原側として、送迎を行う地域は次のとおりとする。

施設より半径10km以内

(相談、援助)

第15条 ホーム職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の適宜の供与等)

- 第16条 教養娯楽設備等を整え、レクリエーションを行うものとする。
 - 2. 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者および家族において行うことが困難である場合は、その者の申し出、同意に基づき、所定の手続きにより代わって行うことができる。

(機能訓練)

第17条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う事ができる。

(健康保持)

第18条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康状態に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するもとする。

(利用者の入院期間中の取り扱い)

第19条 指定介護老人福祉施設の利用者が、入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3ヶ 月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要 に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に 入所することができるようにしなければならない。

(緊急時の対応)

- 第20条 利用者は、身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、 昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。
 - 2. 職員はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。
 - 3. 利用者の施設サービス提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合その必要な場合のため、施設の定める配置医師や協力医療機関との連携やその他緊急時などにおける対応を行うものとする。

(利用料)

- 第21条 指定介護老人福祉施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用として、【重要事項説明書】記載の利用料の負担割合相当分と居室および食事代、お客様の選択によりかかるサービスの利用料の合計額とする。なお、費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとする。
 - 2. 指定短期入所生活介護事業所の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅介護サービス(居宅支援サービス)にかかる費用として、【重要事項説明書】記載の利用料の負担割合相当分と居室および食事代、お客様の選択によりかかるサービスの利用料の合計額とする。なお、費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとする。
 - 3. 理美容代および本人の負担が適当と認められる日常生活費の額は【重要事項説明書】記載の利用料とする。
 - 4. 利用者が特例施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。
 - 5. 利用料は歴月によって、利用料の当月分の合計額を毎月支払うものとする。
 - 6. 利用者は、第4項による利用料を歴月によって、利用料を翌月末日までに支払うものとする。ただし、利用終了に伴い月の途中で退所する場合は、残金を退所時に支払うものとする。
 - 7. 支払いは振込み、(指定介護老人福祉施設利用の場合は自動引き落としも可)または現金のいずれかの方法によるものとし、支払方法は利用開始時に施設長と利用者で決定するものとする。

第5章 ホームの利用にあたっての留意事項

(日課の尊重)

第22条 利用者は、健康と生活の安定のため施設長が定めた日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第23条 利用者は、外出(短時間のものは除く)または外泊しようとするときは、その都度、外出・外泊先、

用件、ホームへ帰着する予定日時などを施設長に届けるものとする。

(面会)

第24条 利用者は、外来者と面会しようとするときは、利用者または外来者がその旨を届け出るものとする。 施設長は特に必要があるときには面会の場所や時間を指定することができる。

(健康留意)

第25条 利用者は努めて健康に留意するものとする。ホームで行う健康診査は特別な理由がないかぎりこれを受診するものとする。

(衛生保持)

第26条 利用者はホームの清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、またホームに協力するものとする。

(ホーム内の禁止行為)

- 第27条 利用者は、ホーム内で次の行為をしてはならない。
 - (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
 - (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
 - (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (4) ホームの秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を外すること。
 - (5) 故意又は無断で、ホームもしくは備品に損害を与え又はこれらをホーム外に持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

(災害・非常時への対応)

- 第28条 ホームは、消防法令に基づき、防災管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時 に備えて必要な設備を設けるものとする。
 - 2. ホームは消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員 および利用者が参加する消火、通報および避難の訓練を原則として少なくとも月1回は実施し、その うち年2回以上は避難訓練を実施するものとする。
 - 3. 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、ホーム職員まで事態の発生を知らせるものとする。

第7章 その他の運営についての重要事項

(利用資格)

第29条 本ホームの利用資格は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設または短期入所生活介護の利用の資格があり、本ホームの利用を希望するものであって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者、及び、その他法令により入所できる者とする。

(内容及び手続の説明及び同意、契約)

第30条 本ホームの利用者にあたっては、あらかじめ、入所申込者及び身元引受人に対して、本運営規定の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を記した文章を交付して説明を行い、入所申込み者の同意を得た上で利用契約書を締結するものとする。

(施設・設備)

- 第31条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議の上決定するものとする。
 - 2. 利用者は定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとする。
 - 3. 施設・設備等の維持管理はホーム職員が行うものとする。

(苦情処理)

第32条 利用者又は身元引受人は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができる。その場合すみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について利用者又は身元引受人に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は、別に定める「重要事項説明書」に記載されたとおりである。

(身体的拘束等)

第33条 施設は、利用者の身体的拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は 身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族の「利用者の身体的拘束に伴う申請書」に同 意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体的拘束等を行うことができる。

- 2. 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為の適正化を図るために、身体的拘束の指針を作成するとともに、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を2ヶ月に1回、開催することとし、その結果について介護職員その他の職員に対して周知徹底を図ることとする。
- 3. 利用者の生命または身体の保護するための緊急やむを得ない身体的拘束の委員会の委員が判断した場合には、定期的及び臨時に委員会を開催し、切迫性、非代替性、一時性の有無を確認し、利用者及び身元引受人(近親者など)への説明と同意を得た後に限定的に身体的拘束を実施するものとする。利用者に身体的拘束を実施している場合、その様態及び時間、心身の状況などを記録しなければならない。夜間、早朝などに身体的拘束の必要が生じた場合においても、身体的拘束の委員会が開催さない場合には身体的拘束はおこなえないものとする。
- 4. 身体的拘束の委員会の委員には、施設長、介護職員、生活相談員、看護職員の職員で構成するものとする。
- 5. 身体的拘束の委員会の委員は介護職員その他の職員に対して年2回研修を実施し、身体的拘束の適正化に努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第34条 事故が発生した場合の対応について、2. に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備する。
 - 2. 事故が発生した場合又はそれに至る危険がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策をホーム職員に周知徹底する体制を整備する。
 - 3. 事故発生の防止の為の委員会及びホーム職員に対する研修を定期的に行う。
 - 4. 1. ~ 3. の措置を適切に実施するための担当者を配置する。
 - 5. 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
 - 6. 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
 - 7. 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第35条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果についてホーム職員に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - 2. 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第36条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの 提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「 業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - 2. 施設は、ホーム職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3. 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第37条 施設は、すべてのホーム職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法 第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認 知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、ホーム職員 の資質向上のために研修の機会を設ける。
 - 2. ホーム職員は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3. ホーム職員であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、ホーム職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、ホーム職員との雇用契約の内容とする。
 - 4. 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりホーム職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第8章 雜則

(委任)

第38条 この規定の施行上必要な細目については、施設長が別に定める。

(改正)

第39条 この規定の改正、廃止するときは社会福祉法人美薗会理事会の決議を経るものとする。

(施行)

第40条 この運営規定は平成12年4月1日から施行する。

平成21年1月1日 改正

平成30年5月1日 改正

令和4年10月1日 改正

令和5年1月20日 改正